

○ 順天堂大学医学部附属順天堂医院長選任規程

(目的)

第1条 この規程は、順天堂大学医学部附属順天堂医院長（以下「院長」という。）の選任に関する手続きを定める。

(任期)

第2条 院長の任期は、3年とする。ただし、再任は1期のみとし、その任期は、2年とする。

2 任期満了によらない場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(基準)

第3条 院長候補者となりうる者は、医師の資格を有する医学部専任の臨床系教授とする。

2 院長は、次の各号の基準を全て満たす者とする。

- (1) 医療安全確保のために必要な資質及び能力として、医療安全管理業務の経験、患者安全を第一に考える姿勢及び医療安全を推進する指導力を有する者
- (2) 順天堂医院を管理運営する上で必要な資質及び能力を有し、順天堂医院内外での組織管理運営経験を有する者
- (3) 高度の医療を提供すること、高度の医療技術の開発及び評価を行うこと、高度の医療に関する研修を行わせることなど、特定機能病院に求められる役割を十分理解し、その発展にリーダーシップを発揮できる者
- (4) 関係法令等を十分理解し、法令を遵守した病院運営を担える者
- (5) 安心・安全な医療の提供と、安定的な収益確保とのバランスを考えた健全で全体最適な病院運営を担える者
- (6) 病院の社会的使命を十分理解し、その発展に努めることができる者

(選考委員会)

第4条 理事長は、院長を選任するため、順天堂医院長選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次の各号の定める委員を以って構成する。

- (1) 学長
- (2) 医学部長
- (3) 医学部専任の臨床系教授の中から医学部長が推薦する者 2名
- (4) 理事の互選による者 1名
- (5) 学外の有識者 2名

3 前項第5号に定める委員は、次の各号をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 委員の任期開始日から起算して過去10年以内に本学と雇用関係にないこと。
- (2) 委員の任期開始日の年度を含む過去3年以内に本学から年間50万円を超える寄付金又は契約金等を受領していないこと。

- (3) 委員の任期開始日から起算して過去3年以内に本学に対して年間50万円を超える寄付を行っていないこと。
- 4 委員は、理事会の議を経て理事長が任命する。
 - 5 委員長は、委員のうちから、理事長が指名し、委員会を招集し統括する。
 - 6 委員の任期は任期開始日から、院長が任命されるまでの期間とする。
 - 7 任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 8 委員会は、委員の3分の2以上が出席し、かつ、第2項第5号の委員が2名出席しなければ、開催することができない。
 - 9 委員会は、院長候補者になろうとする者が第3条第2項に掲げる基準を全て満たし、院長として適任であるかを審議し、その結果を付して院長候補者を理事長に推薦する。

(任命)

第5条 理事長は、委員会より推薦された院長候補者のうちから、理事会の承認を得て、院長の任命を行う。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、順天堂医院事務部管理課におく。

(公表)

第7条 理事長は、院長の選考に際し次の各号に掲げる事項を公表する。

- (1) 第3条第2項に定める院長に求める基準
- (2) 第4条に定める委員会の委員名簿、委員の選定理由及び委員の経歴
- (3) 院長の選考結果、選考過程及び選考理由

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て理事長が行う。

附 則

この規程は、昭和47年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和52年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年9月29日から施行する。